

自立支援教育訓練給付金事業のご案内

母子家庭のお母さんは、母子家庭となる前に職についていた人ばかりでなく、専業主婦等であったために、就業に際して十分な準備のないまま生活のために働かなければならない状況にある方が多いのが現状です。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭があります。

そこで、技術を身に付けるための通信教育や専門学校への通学など、個々の母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの積極的な能力開発の取組みを支援し、自立の促進を図ることを目的とし、その費用の一部を助成します。

○対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金制度の指定講座（ハローワークのHP参照）。

○支給対象者

田川市在住の母子家庭の母、または父子家庭の父で、次のすべてに該当する方

- ◆ 20歳未満の児童を扶養していること
- ◆ 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- ◆ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること
- ◆ 過去に自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがないこと

○支給額（支給は受講修了後の後払い）

- ①雇用保険法の「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」の支給を受けることができない方
受講費用の60%（上限20万円、下限1万2千円）
- ②雇用保険法の「専門実践教育訓練給付金」の支給を受けることができない方
受講費用の60%（年間上限40万円×最大4年、下限1万2千円）
- ③雇用保険法の「教育訓練給付金」の支給を受けることができる方
 - ①または②から雇用保険法の「教育訓練給付金」の額を差し引いた額
（下限1万2千円）

○申請について（受講前に申請を行い、講座の指定を受けることが必要です）

必要書類：①児童扶養手当証書 ②印鑑 ③受講講座の内容が分かるもの

○受講修了後の手続きについて（受講修了後1か月以内に次の書類を提出してください）

- ①訓練機関等の教育訓練修了証明書 ②教育訓練経費にかかる領収書
- ③振込先金融機関の通帳（写）

【問合せ先】 田川市役所 子育て支援課 子育て給付係 ☎0947-85-7132